

# くらしの情報かわさきも



- あ金の話や、クリックする前には・・P1・2 必ず「さしすせそ」!
- ♪いまどき相談事例・・・・・・・P3
- 夏休み親子向け消費者教育講座 ・・・ P4 のお知らせ 安全に にいって楽しむために

安全にレジャーを楽しむために ~行楽シーズン到来に向けて~



投資用マンションの購入を勧誘する業者が来訪し次の約束をするまで帰ってくれない! フリマサイトで購入した商品が偽物だった!

発行 川崎市消費者行政センター

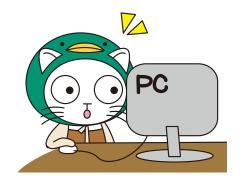
## お金の話や、クリックする前には 必ず「さしすせそ」!

立正大学心理学部対人・社会心理学科教授 西田 公昭

おいしい料理の秘訣に「さしすせそ」がありますね。これに真似て、 詐欺や悪質商法の被害にあわない心理対策を提供いたしましょう。

まずは**サッと切り替える**の「さ」です。誰でも頭をフル回転させながら行動するのは結構に疲れるわけでして、できるだけ早く場に慣れて、「省エネモードの運転」をしようとする習性があります。ですから、詐欺、悪質商法対策でも、四六時中ずっと警戒するのは無理で、意識の切り替えが必要です。つまり、日常にボーっとすることは人間として仕方ないのですが、お金や個人情報が絡むときには、たとえ何度も経験した契約や消費シーン、どんなに見慣れたパソコン、スマホの画面でも、必ずフルモード思考で対応する意識の切り替え訓練をしましょう。





そして、そのまま警戒する気持ちで、しっかりと調べるの「し」です。時間、労力、経験、費用などが発生するかもしれませんが、面倒がったり、惜しんだりしないように心掛けないとなりません。売り手は本当に信用できる人や店なのか、契約書類の内容や金額に少しでもおかしいところはないか、慎重に確認します。またネット上では、偽のサイトや詐欺メールではないか、URLを確かめたり、電話番号や住所など問い合わせ先がきちんとあるかなど、店名や商品名で検索をかけましょう。どこか腑に落ちない話だと思う気持ちが残ったなら、買いたい気持ちをしっかり抑える訓練も大事です。

次は売り手の手口を**スパッと見抜く**の「す」です。これは日ごろから新しい詐欺や悪質商法についての情報探索や勉強をして知識を身につけておかないとできないワザです。私たちは、次々と生まれる新しい騙しの手口に晒されているわけですが、ヒヤリとかハッとするべき場面は依然として変わっていないようです。無料、激安、絶対に儲かるなどの都合の良い話ばかりで弱点やリスクを覆い隠し、特別とか限定とかで無駄に高められる希少価値、有名人など影響力の大きい人を勝手に宣伝に使って頼らせようとする権威づけ、売りつける目的を隠し、やたらに親切で恩を着せて申し訳なくさせる負債感情などがよく使われていますので、何度もそんな場面をイメージして自制する方法を訓練しておくとよいでしょう。

そして、**精一杯、揺さぶられた感情を抑え込む**の「せ」です。悪質な業者は、不安や恐怖、甘い誘惑、虚栄心、同情心、罪悪感、焦燥感といった感情を誘導して、消費者の都合を無視して合理的な判断を失わせようとします。何か商品を買う時や契約をするときに、このような感情にある自分を感じたら、すぐにその消費や契約の場を離れて逃げるべきです。逃げるのは恥だとか格好悪いと思う人はいるかもしれませんが、見栄を捨てるのが最も手っ取り早く冷静になる方法なのです。

最後の「そ」は、**そく(即)相談**です。百戦錬磨の詐欺師や悪質業者を相手にして単独で立ち向かうのは、思うほど簡単ではありません。冷静に判断したつもりでも、どなたも知らずと危険な判断をしていることはあるものです。ですから、お金を支払う決定を下す前に、あるいはスマホやパソコン画面の指示に従ってクリックする前に、誰かに相談してみることは「最後の砦」となります。また相談しようと話を整理している



間に、冷静な状態に戻れて、話のおかしなところに気づくことにもつながります。

相談するのに最も適切なのは、公的機関である市の 消費者行政センターです。被害にあってからの相談ば かりではなく、あなたからの問い合わせ情報が、自分 の被害を未然に防ぐことにもなりますし、さらには多 くの他の消費者の方々の身を被害から守ることにつな がるのです。

お金の話や、クリックする前に! 消費者トラブルにあわないための 大事な「さしすせそ」!

「さ」 サッと切り替える

「し」 しっかりと調べる

「す」 スパッと見抜く

「せ」 精一杯、揺さぶられた感情を抑え込む

「そ」 そく(即)相談



## 投資用マンションの購入を勧誘する業者が来訪し次の約束をするまで帰ってくれない!

#### ●相談事例

休日に突然見知らぬ業者が「ライフプランについてのアンケート」と言って来訪した。「マンションのオーナーになれば、負担なく資産が持てる。家賃収入を保証する」と説明され、断ったら「なぜ最後まで話を聞かないんだ」とだんだん高圧的な態度になってきた。話の途中で何回も退去してほしいと伝えたが、応じてくれなかった。ローンの審査だけでもした方がいいと言われ、仕方なく応じた。今度の休日に、業者が勝手に選んだ物件の内見に行くことになった。「物件が気に入らなかったら返金する」と言われ、預り金10万円を請求され支払った。購入する気はないので、断って返金を求めたい。

#### ○アドバイス -

- ●投資用マンションなどの不動産投資にはリスクがあり、必ず儲かるわけではありません。興味・関心がなければ、きっぱり断りましょう。
- ●宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に契約締結の勧誘に際して、相手を怖がらせたり、将来の利益の断定的判断を提供したり、電話や訪問で迷惑を覚えるような長時間勧誘など、6つの禁止行為※を規定しています。
- ●断っても、電話や来訪で勧誘が続く場合は、宅地建物取引業法に禁止事項があること(再勧誘の禁止)を 伝えて、きっぱりと断りましょう。
- ●宅地建物取引業者から悪質な勧誘を受けた場合は、事業者に免許を交付している都道府県や国土交通省地方整備局等に情報提供しましょう。
- ●自宅や職場、飲食店など事務所以外で契約した場合は、契約書面受領日から8日間はクーリング・オフ可能です。
  - ※6つの禁止行為…①不確実な将来利益の断定的判断を提供する行為 ②威迫する行為 ③私生活や業務の平穏を害するような方法によりその者を困惑させる 行為 ④勧誘に先立って宅地建物業者の名称、勧誘者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げすに勧誘を行う行為 ⑥相手方が契約しない意思や勧誘を引き続 き受けることを希望しない意思を表示したにもかかわらす勧誘を継続する行為 ⑥迷惑を覚えさせるような時間の電話または訪問する行為



#### いまどき **2** 相談事例 **2**

#### フリマサイトで購入した商品が偽物だった!

#### ●相談事例·

フリマサイトでブランドのネックレスを5万円で購入した。通常は8万円以上する商品なので、新品をこの価格で購入できるのは「ラッキー」だと思った。入金決済後、商品が届いたが偽物が入っていた。このブランドが好きで何点か持っているが、本物の保証書とは形状が違っていて、モチーフの飾りも、同じ材質だと思えないくらい軽かった。何度もこのフリマサイトを利用しているが、初めて偽物が届いた。返品したいがどうしたらいいか。

#### ○アドバイス -

- ●フリマサイトのサービスが開始されてから、約10年経過しており、消費者にとって手軽で身近なサービスになっています。また、コロナ禍で外出を控え「おうち時間」が長くなったことで、利用者が増えました。それに伴いトラブルも増えました。
- ●フリマサイトは、インターネット上で個人同士が商品を取引できるサービスで、個人間取引になることから、トラブルの解決は原則、当事者間で図ることが求められます。
- ●消費者行政センターも、個人間取引は、原則あっせんすることはできません。
- 利用する際は、フリマサイトの利用の流れや利用規約を十分に確認しましょう。
- ■取引相手や商品等について、十分に情報を収集した上で利用しましょう。
- ●商品を受領したら、評価をする前に商品をすぐに確認することが不可欠です。評価をすると取引完了となり、取引完了後のトラブルは、個人間同士でしか解決できなくなります。
- ●利用規約で禁止されている行為は、絶対に行わないようにしましょう。突然、取引が停止になったり、アカウントが停止されることもあります。アカウントが停止されても、詳細な根拠の説明はありませんので、禁止行為と疑われるような行為はしないように、十分気をつけましょう。

### 夏休み親子向け消費者教育講座のお知らせ

#### 8/10 (本) 「おこづかいゲーム」で楽しくお金のことを学ぼう&オリジナル貯金箱作り

おこづかいゲームを通じて、お金の使い方や判断の仕方を楽しく学びます。また、工作キットを使った貯金箱作りを体験します。

- 令和5年8月10日(木)10:00~11:30 ※申込開始7月14日(金)9:00~ 先着順
- 川崎市総合自治会館(中原区小杉町3-600コスギサードアヴェニュー4階) 会
- 川崎市在住・在学の小学3~6年生(親子15組30名)
- 費用 無料
- 共 催 神奈川県金融広報委員会

#### 8/22 (XX) 川崎日航ホテルで 「チョコレートを通じてSDGsを学ぶ」 &チョコレート作り体験

チョコレートの流通などを通じて、SDGsや生産者のことを学びます。「ココアホライズン認証!のサステナブルなカカオ原料を 使用したチョコレート作りも体験できます。

- 令和5年8月22日(火) ①11:00~12:30 ②14:00~15:30 (①②同じ内容) ※申込開始 7月14日(金) 9:00~ 先着順 日時
- 会場 川崎日航ホテル12階宴会場 (川崎区日進町1番地)
- 象 川崎市在住・在学の小学1~6年生(親子36組72名)
- 親子1組2,800円(お子様の追加は1名につき2,800円となります) ※体験はお子様のみ 費用
- エプロン、三角巾、マスク(保護者の方もお子様もそれぞれご持参ください) 持ち物
- 共 催 川崎日航ホテル

申込み 本事業委託先 ストーリー株式会社 詳細は右記二次元コードから御確認ください。 お申込みはホームページに掲載のフォームにてお手続きください。

(講座に関する問合せ) 川崎市消費者行政センター啓発係 電話044 (200) 3864 8:30~17:15 (土日祝日を除く)

#### 安全にレジャーを楽しむために~行楽シーズン到来に向けて~

レジャー施設では・・・

トランポリンで着地に失敗して負傷

アスレチック遊具から落ちて骨折

ゴーカート乗車中、壁に衝突

キャンプでは・・・

バーベキュー中に引火

薪割り中に指を受傷

テント内で一酸化炭素中毒

水辺では・・・

川遊び中に流された

釣り中に海中へ誤って転落

ウォーターアクティビティ中に漂流







#### - アドバイス -

遊戯施設などの注意事項をよく確認し、 ルールを守って遊びましょう。

遊具の不具合や破損などを見つけたら、 管理者に連絡しましょう。

やけどや事故などが起こりやすいので十 分注意しましょう。

たき火やコンロ、ランタンなど必ず屋外 の風通しのよい場所で使用しましょう。

ライフジャケットなどを状況に応じて適切 に使用しましょう。

立入禁止区域など危険な場所には近づか ないようにして安全な場所で遊びましょう。

このほか、行楽地への移動中や日常の生活空間とは異なる滞在先などでも思わぬ事故に巻き込まれないようご注意ください!

出典:消費者庁「行楽シーズン到来!安全にレジャーを楽しみましょう」を加工して作成

#### くらしの情報かわさき

川崎市消費者行政センター

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階 電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

消費生活に関する情報は、 消費者行政センター ホームページでも提供しています



イラスト…タナカタケシ

プラン ホームページ 川崎市消費者行政センター 検索

令和5年6月25日発行